

だい かい かしやう あかしししやうがいしやさべつかいしやうじやうれいけんとうかい
第2回（仮称）明石市障害者差別解消条例検討会

にちじ へいせい ねん がつ にち か ごごじ
日時：平成27年8月18日（火） 午後2時～

ばしよ ひやうごけんすいさんかいかん だい かいぎしつ
場所：兵庫県水産会館 第5会議室

ぎ じ がいよう
（議事概要）

じむきよく
（事務局より）

しみん およ じぎやうしやしよめん じっしほうこく しりよう しりよう
市民タウンミーティング及び事業者書面ヒアリングの実施報告（資料1、資料2）

しみん はつだいしや
（市民タウンミーティング発題者より）

はつだい たい さんかしゃ よそく はんのう せっきよくてき いけん
・発題に対して、参加者からは予測していなかった反応があり、積極的な意見を
き
聴けた。

はつだい たにん めいわく ちてきしやうがい かた こうどう しゅうへんじゅうみん ふあん
発題は、他人に迷惑をかけていない知的障害の方の行動が、周辺住民に不安

をもたらずので説明してほしいとの要望があり説明会を開いたというものだが、

がいけんてきはんだん こじんじやうほう だ はな ひつよう ぎもん
外見的判断によりそこまで個人情報を出して話す必要があるのか疑問だった。

しかし、住民から説明会の要望が出ること自体が大切ではないか、住民が理解

したいという積極的な気持ちの表れではという意見に、新たな気づきがあっ

た。

ま せっきよくてき
待つだけでなく積極的にこちらからかわりを持つ重要性を感じた。

せよというのは無理。

（事務局より）

（仮称）明石市障害者差別解消条例の方向性について説明（資料3）

（構成員からの意見）

・ 条例に期待する事は心の問題ではない。差別、偏見の心はなくなる。

不当な取り扱いに対する物理的な禁止、抑制、規制をはっきりうたってほしい。

心によって行動するというが、行動によって心のありようが変わると思う。

普通の人はずっと不当な取り扱いはしない。

条例には、不当な事業者の公開、一定のペナルティー、また障害者への経済的

な支援、相談窓口の設置をはっきり盛り込んでほしい。

・ 障害のあるお客さんへの接し方などは、知識が足りなくてわからない。

条例ができた後、どう対応していくか。事業者、一般の方、障害理解をどう広

めていくかが課題。

・ この検討会自体、この課題に興味のある方や、関係者しか参加しない。

差別解消条例ができて、市民一人一人に知ってもらうにはどうすべきか

見えてこない。当事者以外の人たちをどのようにまきこんでいくのかを考えて

いく^{ひつよう}必要がある。

・就^{しゅうろう}支^{しえん}援^{けいけん}の^{やと}経^{まえ}験^{たいけん}から、^{じっしゅう}雇^{きぼう}う^{ここ}前^{しょうがい}の^{たい}体^{はいりよ}験^{はいりよ}実^{はいりよ}習^{はいりよ}を^{はいりよ}希^{はいりよ}望^{はいりよ}する。^{はいりよ}個^{はいりよ}々^{はいりよ}の^{はいりよ}障^{はいりよ}害^{はいりよ}に^{はいりよ}対^{はいりよ}する^{はいりよ}配^{はいりよ}慮^{はいりよ}

の^{みきわ}見^{おこな}極^{おこな}め^{おこな}を^{おこな}行^{おこな}え^{おこな}る。^{おこな}時^{おこな}間^{おこな}の^{おこな}配^{おこな}慮^{おこな}、^{おこな}休^{おこな}憩^{おこな}時^{おこな}の^{おこな}個^{おこな}室^{おこな}確^{おこな}保^{おこな}等^{おこな}。雇^{おこな}用^{おこな}に^{おこな}つ^{おこな}な^{おこな}が^{おこな}ら^{おこな}な^{おこな}く^{おこな}て

も^{おこな}雇^{おこな}用^{おこな}体^{おこな}験^{おこな}の^{おこな}提^{おこな}供^{おこな}に^{おこな}協^{おこな}力^{おこな}し^{おこな}た^{おこな}企^{おこな}業^{おこな}に^{おこな}配^{おこな}慮^{おこな}を。^{おこな}年^{おこな}金^{おこな}し^{おこな}か^{おこな}も^{おこな}ら^{おこな}っ^{おこな}て^{おこな}い^{おこな}な^{おこな}い^{おこな}人^{おこな}の

雇^{おこな}用^{おこな}体^{おこな}験^{おこな}に、^{おこな}経^{おこな}済^{おこな}的^{おこな}配^{おこな}慮^{おこな}を^{おこな}お^{おこな}願^{おこな}い^{おこな}し^{おこな}た^{おこな}い^{おこな}。

・合^{ごう}理^り的^{てき}配^{はい}慮^{りよ}が^{きぎよう}で^{きぎよう}き^{きぎよう}る^{きぎよう}企^{きぎよう}業^{きぎよう}と^{きぎよう}で^{きぎよう}き^{きぎよう}な^{きぎよう}い^{きぎよう}企^{きぎよう}業^{きぎよう}が^{きぎよう}あ^{きぎよう}る^{きぎよう}の^{きぎよう}で^{きぎよう}は^{きぎよう}な^{きぎよう}い^{きぎよう}か。^{きぎよう}特^{とく}例^{れい}子^こ会^が社^いは^{しゃ}

親^{おや}会^が社^いの^り理^{かい}解^りが^りあ^りる^りか^りら^りで^りき^りる^りと^りこ^りろ^りが^りあ^りる^りが、^り中^{ちゅう}小^{しょう}企^{きぎよう}業^{きぎよう}で^{きぎよう}は^{きぎよう}体^{たい}力^{りよ}的^{てき}な^{てき}問^{もん}題^{だい}

が^ぐあ^ぐる。^ぐ具^ぐ体^{たい}的^{てき}な^{たい}対^{たい}策^{さく}が^{かい}な^{けつ}い^{けつ}と^{かい}解^{かい}決^{けつ}し^{かい}な^{けつ}い。^{かい}き^{じょう}れ^{れい}い^{れい}ご^{れい}の^{たい}条^{たい}例^{りよ}で^{たい}は^{たい}な^{りよ}く、^{たい}体^{たい}力^{りよ}

の^{きぎよう}な^{きぎよう}い^{きぎよう}企^{きぎよう}業^{きぎよう}に^{きぎよう}対^{きぎよう}する^{きぎよう}具^ぐ体^{たい}的^{てき}施^せ策^{さく}を^{かん}考^{かん}え^{ほう}た^{ほう}方^{ほう}が^{ほう}よ^{ほう}い。

・バ^かス^{すす}の^かバ^{すす}リ^{すす}ア^{すす}フ^{すす}リ^{すす}ー^{すす}化^{すす}は^{すす}進^{すす}ん^{すす}で^{すす}い^{すす}る^{すす}が、^{すす}個^{ここ}々^{うん}の^{てん}運^{しん}転^し士^{もん}の^{だい}問^{もん}題^{だい}が^{すす}あ^{すす}る。

当^{どう}社^{しゃ}の^{うん}運^{てん}転^し士^しが^{くる}車^{かた}椅^{しつ}子^{れい}の^{たい}方^{たい}に^お失^じ礼^{あん}な^じ対^じ応^{あん}を^じす^じる^じと^じい^じう^じ事^じ案^{あん}が^じあ^じり、^じト^じラ^じブ^じル^じの

解^{かい}決^{けつ}に、^{さき}先^しに^{あい}市^だに^{はい}間^{はい}に^{はい}入^{はい}っ^{はい}て^{はい}も^{はい}ら^{はい}っ^{はい}て、^{はい}そ^{そう}れ^ごか^りら^{かい}相^ふ互^か理^か解^かを^ふ深^ふめ^ふた。

今^{こん}後^ご、^{うん}運^{てん}転^し士^しの^き教^き育^いを^し市^しと^{そう}相^{だん}談^{だん}し^{すす}な^{すす}が^{すす}ら^{すす}進^{すす}め^{すす}て^{すす}い^{すす}こ^{すす}う^{すす}と^{すす}し^{すす}て^{すす}い^{すす}る。

私^{わたし}の^{かん}考^{かん}え^{かん}は、^{けん}健^{けん}常^{じょう}者^{しや}も^{しょう}障^{しょう}害^{がい}者^{しや}も^わ分^わけ^へ隔^へて^へな^へく^へ差^さ別^{べつ}な^さく^さ公^{こう}共^{きやう}交^{こう}通^{つう}を^り利^り用^りし^りて

い^いた^いだ^いく。^{しょう}障^{しょう}害^{がい}を^も持^もっ^もて^もい^もる^もか^もら^もと^も言^いっ^いて^い特^{とく}別^{べつ}扱^{あつ}い^{あつ}し^{あつ}な^{あつ}い。^いバ^{まん}ス^{いん}が^{まん}満^{いん}員^{いん}だ^{いん}か^{いん}ら^{いん}、

健^{けん}常^{じょう}者^{しや}を^お降^おろ^おし^おて^おま^おで^お障^{しょう}害^{がい}者^{しや}を^の乗^のせ^のる^のと^のい^のう^のこ^のと^のは^のし^のな^のい。^のそ^{こと}う^ふい^ふう^ふ事^ふも^ふ含^ふ

め^{じゅう}て^ぎ従^ぎ業^{いん}員^きに^き教^き育^いし^きて^きい^きく^きこ^きが^き大^{たい}切^{せつ}。

・地域の役員をしているが、地域にどれくらいの障害の方がいるかわからない。

知ろうと思うと個人情報保護の問題にぶつかり、その結果配慮がしにくい。

まずとりかかりが難しい。障害理解のための障害者の福祉大会をしても、来

てほしい人には来てもらえないと思う。

雇用に関しても、自己申告できない方もいる。そういう方たちをどうするかと

いうことも考えていかないといけない。

・以前の障害者週間のように、市で障害理解促進の行事をもっと進めてほしい。

・市民ができる事、事業者ができる事を分ける。

市民にわかりやすく合理的配慮を伝えるための活動を神戸でしており、企業や

チームにも協力してもらい、啓発の機運を高めている。

サポーター育成の仕組み作り、ハートフルフェスタ(障害者の芸術活動のイベン

ト)の開催、どういった支援が必要かというものを冊子にして市民へ配布、障害者

自身がアドバイザーとして企業で話をする等。(障害種別により配慮は異なる

ため)

相談窓口にいけばアドバイザー(登録制)があり、必要な情報を提供すると

いう仕組みが整うことによって、市民、事業者も合理的配慮の理解が深まる。

それを広報活動、啓発活動を通じて、明石らしく進めればよいのではないか。

しゃかいふくしし、アドバイザー、市民との事業という点では明石市と協力してい
けるところもあると思う。

・法律の弱点は、事案解決の具体的解決が明記されていないところ。

条例では、地域の実情に合わせて補えれば。

決して対立構造ではなく、一緒に解決していけるという方向性で、条例を作っ
ていければいいと思う。

・市民のコミュニケーションの悪さを感じる。日本人は忙しくなく、障害者、高齢者
にとっては暮らしにくい。2050年近くになると、高齢者及び障害者が5割
になるので、共生していくには、今の文化をどのように変えていくか。

障害者の特権では？という意見や、事業者も行き過ぎると雇わないのではと
いう意見も、国の合理的配慮に関する検討でも議論になり、中小企業に過剰な
負担を課すと足踏みしてしまうのでやめてほしいとなっている。

どの国でも、合理的配慮に関して、経営を圧迫するようなことをしてはいけな
い、過剰な負担を課さないとしている。ボランティアではない。過剰な負担で
ない場合は、特に大企業はきちんとやって頂くという文化である。

障害のある方にも誤解がある。合理的配慮があれば、その仕事が機能的に果た
せる、こなせるという前提がある。できない人を雇うとなれば話は成立しない。

今回の合理的配慮の仕組みとしては、支援があれば仕事ができるという前提で

議論をしたい。なので、障害者の特権とはならないことにご理解を。

トラブルが起こる前と起きた後にどうするか。

起きた後は、双方感情的にもつれるだけ。間にたつ第三者を作る仕組みが必要。

県が条例に向けた研究会で、紛争解決のための差別解消相談員制度をおくと

いう予算制度を考えている。県と市とどうリンクさせるか

合理的配慮の具体策に関して、一市町村でどれぐらい予算がとれるのか？とい

う問題がある。基本、市がやるべきことは技術的ノウハウの提供。雇用助成金

を合理的配慮でどのぐらい使える仕組みになるのかという議論も踏まえ、

市町村はどのように対応していくのか。

雇用促進法の改正の中で合理的配慮が義務化されている。(採用時に本人と

支援者の参加、業務指導の担当者をおく等)その上で、条例でどう横出し、上乘

せさせるか。